

《参考資料》

(1) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等
委 員 長	平 沢 茂	文教大学教育学部教授 教育研究所所長
副委員長	宮 地 啓二	台東区社会教育委員会議 議長
委 員	稲 石 美知子	台東区青少年委員協議会 青少年委員
	小 山 勝範	独立行政法人中小企業基盤整備機構 (経営支援アドバイザー) 台東区商工相談員
	新 井 幸久	台東区企画財政部長
	岩 崎 政行	台東区総務部長

(2) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 設置要綱

(設置)

第1条 指定管理者が管理を行う台東区の公の施設（以下「施設」という。）の適正な管理を確保することを目的として、施設の管理状況等の評価（以下「施設管理評価」という。）を行う台東区指定管理者施設管理評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、施設管理評価に関することを所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、8名以内の施設の適正な管理について識見を有する者並びに企画財政部長及び総務部長をもって組織し、区長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員もしくは委員の属する団体等と施設管理評価の対象となる指定管理者との間に、利害関係が存在する場合は、当該委員は、当該指定管理者の施設管理に係る議事には参与することができないものとする。

(部会)

第7条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、施設管理評価の資料等を作成し、委員会に提出する。

3 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は、施設管理評価を行う施設の所管部長とする。

5 部会員は、施設管理評価を行う施設の所管部の庶務担当課長、所管課長及び経営改革担当課長とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、企画財政部企画課に置き、企画財政部財政課及び総務部人事課と連携の下に運営する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は区長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

(3) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 活動記録

① 評価委員会 審議経過

日 程	審 議 事 項
平成22年 11月1日	(第1回) 評価の実施方法の決定
平成23年 1月13日	(第2回) 評価結果のまとめ 評価委員会の総括的意見 評価委員会報告書の構成
平成23年 1月27日	(第3回) 評価委員会報告書の決定

② 施設の視察調査、指定管理者及び所管課へのヒアリングの実施経過

日 程	対 象 施 設	出席委員
平成22年 11月25日 ～26日	少年自然の家 霧ヶ峰学園	平沢委員長 宮地副委員長 稲石委員 小山委員
平成22年 12月2日	社会教育センター 千束社会教育館 小島社会教育館 根岸社会教育館 今戸社会教育館 社会教育センター 清島温水プール	平沢委員長 宮地副委員長 稲石委員 小山委員※

※ 小山委員の社会教育センター等の評価は書類にて実施

(4) 台東区指定管理者制度運用指針

平成20年11月26日策定

平成22年 5月11日改定

1. 運用指針の位置付け

台東区の公の施設において、指定管理者制度を適切に運用し、安定的な管理運営や、より一層のサービス向上に資するため、この指針を策定する。

2. 適用方針

(1) 適用施設

民間その他の団体のノウハウを活用することにより、サービス内容の向上や管理運営の効率化などが見込まれる施設については、適用対象とする。

ただし、適用にあたっては、公の施設としての管理水準を良好に保つことを前提とする。

(2) 適用対象外とする施設

(1)の要件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する施設については、適用対象外とする。

- ① 法令等により、区が管理主体となることが定められている場合
- ② 区が管理運営を行うべきであると、区長が判断した場合

3. 指定管理者の選定方法

(1) 公募の原則

指定管理者の選定は、原則として公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 公募によらない選定

次のいずれかに該当する場合は、公募によらない選定を行うことができる。

- ① 施設や収蔵品の寄贈にあたっての経緯などから判断して、その事業者が施設の管理運営を行わせることが最適と認められる場合
- ② 施設の管理運営にあたり、利用者との信頼関係の継続や安定的かつ継続的な事業運営、ノウハウの蓄積を特に必要とする場合
- ③ 区と密接な連携を図りながら区の政策を推進するため、行政支援及び補完機能を有する区の出資団体による管理運営が適切である場合
- ④ 複合施設となる建物において、上記いずれかの理由により非公募となる施設を有し、当該施設との一体的な管理運営が必要な場合
- ⑤ その他やむを得ない事情により、公募する暇がない場合

(3) 継続の場合の特例

(1)の規定に基づく施設において、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合であって、現指定管理者から提出させた事業計画書その他の書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が施設の設置目的を最も効果的に達成することができるのと区長が判断した場合は、現指定管理者を公募によらないで再選定することができる。

なお、この場合の再選定は、各施設について1回に限り行うことができるものとする。

(4) 複合施設等の一括指定

同一の建物・敷地内に複数の施設が存在する場合（複合施設）や、区内に複数の類似施設が存在する場合については、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、これらの施設について同一の指定管理者を選定することができる。

4. 公募条件の設定

(1) 団体の種別等

法令等に定めがある場合や、施設の設置目的からみて法人の種別等を限定することが望ましい場合は、これらの条件を付したうえで公募することができる。

また、複数の団体で構成する共同事業体による応募も可能とし、この場合は必ず代表団体を定める。

(2) 応募団体の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を認めないものとする。

なお、募集要項で、各施設の状況に応じた項目を追加することができる。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- ② 台東区から指名停止措置を受けているもの
- ③ 会社更生法及び民事再生法等に基づき、更生又は再生手続きをしているもの
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- ⑤ 過去3年間の法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を完納していないもの

(3) 兼業禁止規定の準用

指定管理者制度の運用にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市町村長の兼業禁止）及び第180条の5（委員の兼業禁止）の請負禁止に係る各規定の趣旨を踏まえ、これらの規定を準用する。

5. 指定期間

(1) 標準期間

5年以内の期間で、施設の管理形態等に応じて設定する。

(2) 特例期間

区長が、長期にわたる安定的な経営が必要であると判断した場合は、10年を上限とした期間を設定することができる。

(3) 複合施設等の取扱い

複合施設等において、同一の指定管理者を指定する場合は、これらの施設について同一の指定期間を設定することができる。

6. 選定手続き

(1) 選定委員会

公募により選定を行う場合は、学識経験者や経営に関する知識を有する者など外部の有識者（外部委員）と区職員（内部委員）で構成する選定委員会を、要綱により設置する。

なお、委員の半数以上を外部委員とし、会議は非公開とする。

(2) 選考基準

各施設の設置条例に定める基準のほか、次に掲げる項目を中心に選定委員会で細目を定め、審査を行う。

- ① 団体の実績・安定性
- ② 区の求める管理水準の確保
- ③ サービス向上への取組み
- ④ 運営効率化への取組み
- ⑤ 危機管理・安全確保の取組み
- ⑥ 職員育成の取組み

(3) 審査方法

書類審査やプレゼンテーションなど、要綱で定めた方法により、審査を行う。

審査の結果、最も得点の高い団体を優先交渉権者として選定し、必要に応じて第二順位以下の交渉権者を選定する。

(4) 選定結果の公表

選考基準や選考結果などの情報は、原則として開示する。

ただし、優先交渉権者以外の団体名称等の情報は非開示とする。

(5) 審査会

公募によらないで選定を行う場合は、(1)の選定委員会に代えて審査会を設置し、過去の管理実績や指定管理者としての適性などを判定する。

なお、審査会の委員には、外部の有識者を加えることとし、会議の運営については、選定委員会に準じて行うものとする。

7. 協定等の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の議決を受けた後、区と指定管理者は、次に掲げる項目を盛り込んだ基本協定及び年度協定を締結する。

なお、各施設の状況に応じた項目を加えることができる。

- ① 指定期間
- ② 業務の範囲
- ③ 指定管理料
- ④ 利用料金
- ⑤ 施設の修繕
- ⑥ 個人情報の保護
- ⑦ リスク分担
- ⑧ 指定の取消し

(2) 覚書の締結

指定期間の開始前において、引継ぎや事前準備を行うために必要な項目について、区と指定管理者との間で覚書を締結する。

8. 評価の実施

(1) 内部評価の実施

指定管理者に対し、毎年度、次に掲げる項目について、事業計画書や業務基準書の内容と照らし合わせて評価を実施する。

なお、各施設の状況に応じた項目を追加することができる。

- ① 事業の運営
- ② 施設の維持管理
- ③ 利用者の満足度
- ④ 歳入歳出

(2) 外部評価の実施

指定管理者に対し、指定期間の2年目もしくは3年目に、上記(1)に掲げる項目について、外部の評価機関または外部の有識者及び区の職員等で構成する評価委員会による評価を実施する。

(3) 財務分析の実施

指定管理者（区の出資団体を除く。）に対し、毎年度、経営状況等を確認するため、経営の専門家や民間調査機関等による財務分析を実施する。

9. 指定の取消し

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- ① 協定及び業務基準書等に掲げる管理基準を満たさない場合
- ② 指定管理者の責めに帰すべき理由により、管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合
- ③ 上記①及び②を踏まえた区の改善指示に従わない場合又は十分な改善策を講じない場合
- ④ 指定管理者から、管理の継続が困難である旨の届出が提出された場合

(5) 台東区における指定管理者制度適用施設一覧 (平成23年1月現在)

No.	施設名称	指定管理者名称	指定期間	所管課
1	浅草公会堂	明治座・野村ビルマネグループ	5年	区民課
2	母子生活支援施設さくら荘	(福)愛隣団	5年	子育て支援課
3	寿子ども家庭支援センター	(NPO)子育て台東	5年	
4	下町風俗資料館	(財)台東区芸術文化財団	5年	文化振興課
5	一葉記念館	(財)台東区芸術文化財団	5年	
6	朝倉彫塑館	(財)台東区芸術文化財団	5年	
7	旧東京音楽学校奏楽堂	(財)台東区芸術文化財団	5年	
8	書道博物館	(財)台東区芸術文化財団	5年	
9	産業研修センター	(財)台東区産業振興事業団	3年	産業振興課
10	老人福祉センター	(福)台東区社会福祉事業団	3年	高齢福祉課
11	入谷老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	3年	
12	橋場老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	3年	
13	三筋老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	3年	
14	特別養護老人ホーム浅草	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
15	特別養護老人ホーム谷中	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
16	特別養護老人ホーム三ノ輪	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
17	特別養護老人ホーム蔵前	(福)東京援護協会	5年	
18	特別養護老人ホーム台東	(福)聖風会	5年	
19	ケアハウス松が谷	(福)東京援護協会	5年	
20	あさくさ高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
21	うえの高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	3年	
22	やなか高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
23	みのわ高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
24	くらまえ高齢者在宅サービスセンター	(福)東京援護協会	5年	
25	まつがや高齢者在宅サービスセンター	(福)東京援護協会	5年	
26	たいとう高齢者在宅サービスセンター	(福)聖風会	5年	
27	いけのはたデイホーム	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
28	たなかデイホーム	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
29	老人保健施設千束	(社)地域医療振興協会	10年	
30	身体障害者生活ホームフロム千束	(福)台東つばさ福祉会	5年	障害福祉課

No.	施設名称	指定管理者名称	指定期間	所管課
31	台東病院	(社)地域医療振興協会	10年	健康課
32	少年自然の家霧ヶ峰学園	(株)ニッコトラスト	3年	学務課
33	ことぶきこども園	(NPO)子育て台東	5年	
34	東上野乳児保育園	(福)康保会	5年	児童保育課
35	千束児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
36	玉姫児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
37	台東児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
38	池之端児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
39	松が谷児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
40	今戸児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
41	寿児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
42	社会教育センター	(株)山武	3年	生涯学習課
43	千束社会教育館	(株)山武	3年	
44	小島社会教育館	(株)山武	3年	
45	根岸社会教育館	(株)山武	3年	
46	今戸社会教育館	(株)山武	3年	
47 ～ 53	台東リバーサイドスポーツセンター ～ 体育館・陸上競技場・野球場・庭球場・ 53 水泳場・少年野球場・駐車場	(財)台東区芸術文化財団	3年	青少年・ スポーツ課
54	社会教育センター清島温水プール	(株)山武	3年	